

## 平成 27 年度新規研究開発領域の内容(案)

国立研究開発法人科学技術振興機構  
社会技術研究開発センター

### 1. 本研究開発領域の名称

公／私の空間・関係性の変容に応える安全な暮らしの創生

－ 安全な社会システムの創生と伝承 －

### 2. 本研究開発領域の必要性

#### 2-1. 我が国の現状および解決すべき問題

近年、我が国では、刑事犯罪の認知件数は減っているが、家庭または家庭と同様に、「外部から隔離され、同調圧力が強く閉鎖的な空間」である職場やスポーツ集団、学校等において、子ども、女性、高齢者が継続的な暴力を受けるケースは増加していると示されている。また、サイバー空間での暴力、攻撃は深刻化し、サイバー空間での関係性に由来する安全・安心の問題は新たな課題となっている(警察白書, 2014 年)。そのほか、交通事故など公的空間で起こる事故は減っているが、転倒や溺死など「家庭内事故」が増加していると示されている(厚生労働省, 2013 年 9 月 5 日)。

こうした私的空間・関係性で起きる安全・安心上の問題に、1) 発見・介入しづらい空間・関係性の中で起きること、2) 外部からの積極的な関与が困難で、継続的になりやすい(これからの安全・安心研究会, 2013 年 7 月)などの特徴が見られる。そうした問題が顕在化する背景には、1) 少子高齢化、非婚化、小世帯化、人口の大都市一極集中化などの人口・社会構造的な変化があるほか、2) インターネットやソーシャルメディアなど通信技術の発展による新たな課題も関係している。具体的には、小世帯化や地域社会の縮小などに伴い、育児や介護など、家庭又は地域社会が持つサポート的な機能が弱体化又は消滅することによって、養育者や養護者の孤立が深刻化し、養育者又は養護者による虐待が生じるケース、また、ソーシャルメディアなど、いつでもどこでも繋がることのできることによって、学校や職場などの人間関係をそのまま家庭などに持ち込むことが可能になり、逃げ場のないいじめを可能にしてしまうケースなどがあげられる。即ち、従来の私的空間・関係性が持つ安全機能が時代の変化に対応しきれなくなっていることが少しずつ顕在化している。

社会学的な分析では、ここでいう私的空間・関係性を「親密圏<sup>1</sup>」として、「公共圏」との関係で議論されることが多く、「『家族の中の個人』から『個人化する家族』への変化」、「公的領域と親密圏の地続き化」(上野大樹 2012)、「『公』『私』の歴史的変容」(落合 2013)と、その変容を捉えている。

従来、親密圏について、「自治」に任せるものであり、外部の介入は不適切だと思われる一面もあった。実際には、多様なレベルで社会的な介入・支援が徐々に広がっている(ここで言う社会的な介入・支援とは、家庭資源以外のリソースによる支援。例えば、行政、地域、ビジネス、NPO 等)。「児童虐待の防止等に関する法律」(2000 年制定)、「配偶者からの暴力の防止および被害者の保護に関する法律」(2001 年制定)、「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」(2005 年制定)、「ハーグ条約に対する日本の加盟」

<sup>1</sup> 具体的な他者の生／生命とくにその不安や困難に—に対する関心／配慮を媒体とする、ある程度持続的な関係性を指すものとして用いる (斎藤純一：2003)

(2014年)など、公による親密圏への介入・支援は少しずつ開かれる方向が見られる。むしろ、そうした分野において、公による介入・支援は期待される一面もある。また、センサーやロボットなどの科学技術を使い、親密圏での加害・被害またはそれに繋がるリスクの早期発見、要因解消に貢献する研究が求められ(安全・安心科学技術委員会, 2007年7月)、研究開発が行われてきた。そして、保健・医療・福祉の増進、子どもの健全育成、人権擁護などの視点に基づき、親密圏で起きる虐待やドメスティック・バイオレンス(DV)などに対する介入・支援を行うNPOは数多く設立されている(山内・田中・奥山,2010)。福祉の視点から、親密圏で起きる加害・被害をめぐってNPOが介入・支援することは社会のニーズであるとも言われる(上野,2011)。さらに、親密圏の犯罪などへの社会的な介入に対する国民全体の理解は十分とは言えないが、近年、児童虐待の支援現場において、第三者による通報数が最も多い等、国民の親密圏の加害・被害に対する意識が高まっている一面も伺われる。即ち、親密圏に対する社会的な支援(とくに「公的」と「私的」の境界(「間」)にまたがる支援)が求められ、また進められつつある。今後は、これからの社会の変化も踏まえて、「発見・介入がしづらい空間、関係性」への社会的支援に取り組むことが重要であると考えられる。

一方で、後述の科学技術・学術審議会でも議論されているようにICTの動向からは、ソーシャルメディアの発展・普及により「サイバー空間」と「フィジカル空間」の融合、いわば「サイバーとフィジカルの地続き化」が進んでいるといえる。サイバー空間とフィジカル空間の融合は、予見・発見の容易化の一方、プライバシーを侵害しやすく、状況に応じてプライバシーレベルを設定するダイナミックプライバシーなどの概念も提唱されている。

このように、1)親密圏に起きる安全・安心上の問題の顕在化、2)公共圏と親密圏の関係の変容および個人の責任範囲と公的介入、NPO等支援の変化、3)サイバー空間とフィジカル空間の融合による予見・発見の容易化とプライバシーの概念の変化、が進行していると認識しており、こうした変化を踏まえて、当センターは、発見・介入しづらい親密圏における危害、事故の低減(発見・介入・予防・アフターケア)を平成27年度の研究開発対象とする。

## 2-2. 政策・施策の動向

科学技術を生かして国民の安全・安心な暮らしを確保することは我が国の重要な政策課題である。

科学技術イノベーション総合戦略(2014年6月24日閣議決定)においては、『国民の生活水準が維持・向上していることを実感でき、人口減少・少子高齢化の下でも持続可能な活力ある社会が実現している。また、女性や若者がその持てる能力を余すことなく発揮して活躍できる環境が整っている。また、国民が健やかに豊かで幸福な人生を全うできる』社会として、『国民が豊かさと安全・安心を実感できる社会』の実現を掲げている。『国全体が安心に包まれ、誰もが明るい将来を展望し、人生の設計ができています。さらに、次世代インフラが整備され、自然災害等から国民の生命・財産の安全が確保できています。』こととされており、社会の変化に対応した具体的な対応が求められている。

一方、文科省では科学技術・学術審議会の総合政策特別委員会において、「我が国の中長期を展望した科学技術イノベーション政策について～ポスト第4期科学技術基本計画に向けて～」と題した議論が進んでいる。その中間報告(2015年1月20日)において、超サイバー社会の到来を見据え、以下のような施策が必要とされている。

『超サイバー社会が到来し、社会の在り方や科学技術イノベーションの進め方に変化を生じさせつつある。この重大かつ急速な変化に関して、情報通信技術 (ICT) 分野の振興という観点で対応するのではなく、人文科学、社会科学及び自然科学のあらゆる分野がこの新しい社会の到来を強く意識し、その協働により、望ましい超サイバー社会の実現に向けた変革に速やかに取り組んでいく必要がある。』

『例えば、AI技術が搭載されたロボット等による事象に対する責任や、ネットワーク上の個人情報を削除する権利の問題など、新たに生じている問題への適切な対応や、サイバー空間が実空間と一体化する中で影響がますます大きくなっているサイバー攻撃への対応を進めていく必要がある。また、サイバー空間には、国、国民の安全・安心の確保に関連するデータ等も流通しており、我が国として、こうした情報の取扱いについての今後の検討が求められている。こうした状況を踏まえ、サイバー空間を安全かつ安心に活用するための研究開発を進めるとともに、サイバー空間における多種多様な活動が現実の社会に及ぼす影響に関する研究を推進し、そうした影響に適切に対応するための技術開発や社会制度の構築を行うことが必要である。』

このように、ICT の利活用による望ましい超サイバー社会において、安全・安心な生活を実現するために技術開発と社会制度の構築において適切な対応が必要であるとしている。

### 3. 研究開発領域の目標

本領域は、時代の変化に対応し、発見・介入しづらい空間、関係性における危害、事故を低減するための支援機能(発見・介入・予防・アフターケア)を強化し、安全・安心な社会の進展に貢献する(アウトカム)。そのために、以下の二つの観点で、社会実装を重視した安全・安心につながる研究開発を推進する。

① ICT 等を活用した既存／新規社会システムの機能増強／比較・提案

② 発見・介入しづらい空間・関係性への配慮の行き届いたアプローチ

本領域のアウトプットとして、以下を想定する。

A. 配慮の行き届いた介入・支援をする社会技術の創出

B. ICT 利活用による新たな支援機能の構築

C. 社会システム・制度の創生・伝承

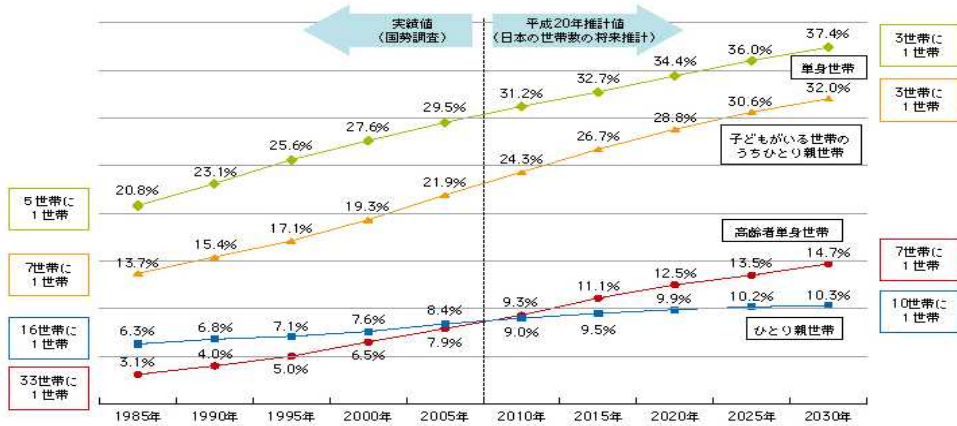
	アウトプット	内容	テーマ例
A	配慮の行き届いた介入・支援のための社会技術	<ul style="list-style-type: none"> <li>・被害者支援・加害者更生</li> <li>・支援者・NPO等支援</li> <li>・法整備、制度整備、教育</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・「間」の重要性を考慮した新しい支援、調整機能</li> <li>・公的機関等との橋渡しの役割</li> <li>・規制の見直しと新たな提案</li> </ul>
B	ICT利活用による新たな支援機能	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ネットを活用した支援ツール</li> <li>・Big Data, IoT活用による 予見・予防システム</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・クラウド利用の遠隔見守り機器・システム</li> <li>・取得した大量データによるルールの発見と活用システム (適切なプライバシー／セキュリティの確保)</li> </ul>
C	社会システム・制度の創生・伝承	<ul style="list-style-type: none"> <li>・公共圏での手法活用・援用</li> <li>・新たなプライバシー概念</li> <li>・調査および評価指標化</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・本人と関連者のプライバシーを配慮した利用方法</li> <li>・状況に応じたプライバシーの管理・制御</li> <li>・海外調査、比較、グローバル展開</li> </ul>

研究開発領域のアウトプットおよびテーマ例

## 参考文献

- 1) 警察庁(2014)平成26年警察白書 <http://www.npa.go.jp/hakusyo/h26/index.html>
- 2) 厚生労働省(2013年9月5日)不慮の事故の種類別にみた年次別死亡数及び率  
[https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL71050103.do;jsessionid=7QQhSkvbSPYvN6RP7q8fcJ8zq3nDJFDQgdVCpXH6f0vDpQhffDj!789963708!165238771?\\_toGL71050103\\_&listID=000001108739&forwardFrom=GL71050102](https://www.e-stat.go.jp/SG1/estat/GL71050103.do;jsessionid=7QQhSkvbSPYvN6RP7q8fcJ8zq3nDJFDQgdVCpXH6f0vDpQhffDj!789963708!165238771?_toGL71050103_&listID=000001108739&forwardFrom=GL71050102)
- 3) これからの安全・安心研究会(2013年7月)「これからの安全・安心」のための犯罪対策に関する提言  
<http://asss.jp/report/71.pdf>
- 4) 上野大樹・百木漠・石川由美子(2012年12月)再帰的近代化と親密圏の研究 ―「親密圏の戦後史」の構想に向けて 京都大学グローバルCOE  
[http://www.gcoe-intimacy.jp/images/library/File/working\\_paper/New%20WP/WP\\_NextGenerationResearch\\_93\\_UENO\\_onlyUENO\\_MOMOKI.pdf](http://www.gcoe-intimacy.jp/images/library/File/working_paper/New%20WP/WP_NextGenerationResearch_93_UENO_onlyUENO_MOMOKI.pdf)
- 5) 落合恵美子 編(2013) 変容する親密圏／公共圏1 親密圏と公共圏の再編成
- 6) 安全・安心科学技術委員会(2007年7月)安全・安心科学技術の重要研究開発課題について(検討のまとめ)(案)  
[http://www.mext.go.jp/b\\_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/016/shiryo/07071908/004.htm](http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/gijyutu/gijyutu2/016/shiryo/07071908/004.htm)
- 7) 山内直人・田中敬文・奥山尚子(編)(2010年)NPO白書2010, 大阪大学大学院国際公共政策研究科 NPO 研究情報センター <http://www.osipp.osaka-u.ac.jp/npocenter/npoalmanac2010.pdf>
- 8) 上野千鶴子(2011) ケアの社会学―当事者主権於福社会へ― 株式会社太田出版
- 9) 科学技術・学術審議会総合政策特別委員会(2015年1月20日)「我が国の中長기를展望した科学技術イノベーション政策について～ポスト第4期科学技術基本計画に向けて～」(中間報告)

参考データ



※ 子どもがいる世帯のうちひとり親世帯=ひとり親と子の世帯 / (夫婦と子の世帯+ひとり親と子の世帯)

図1 世帯構成の推移と見通し (平成23年版情報通信白書)

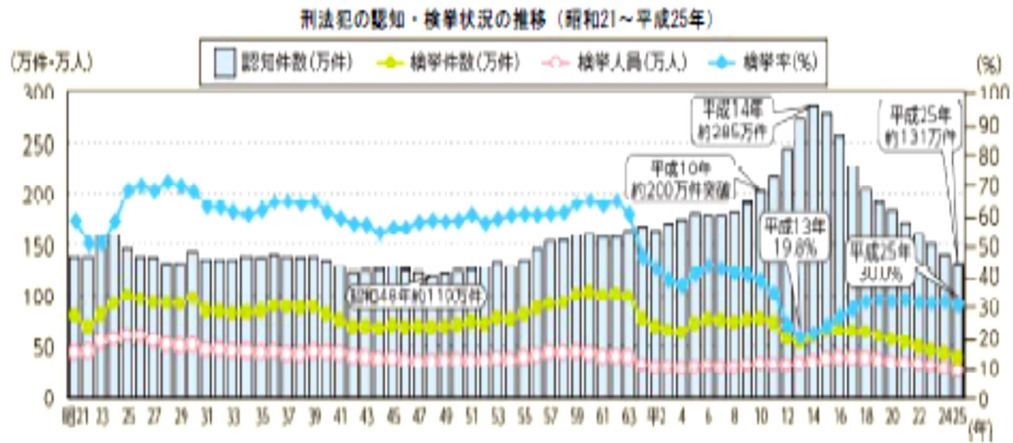


図2 刑法犯の認知・検挙状況の推移 (平成26年警察白書)

<http://www.npa.go.jp/hakusyo/h26/youyakuban/youyakuban.pdf>

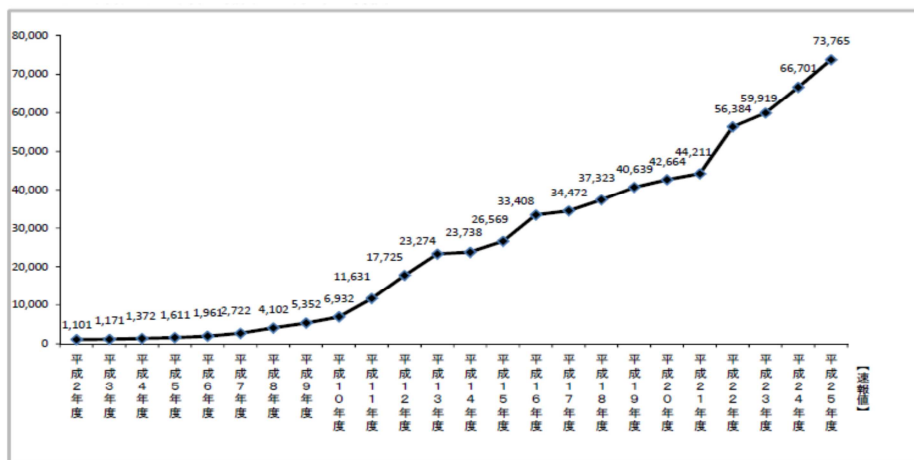
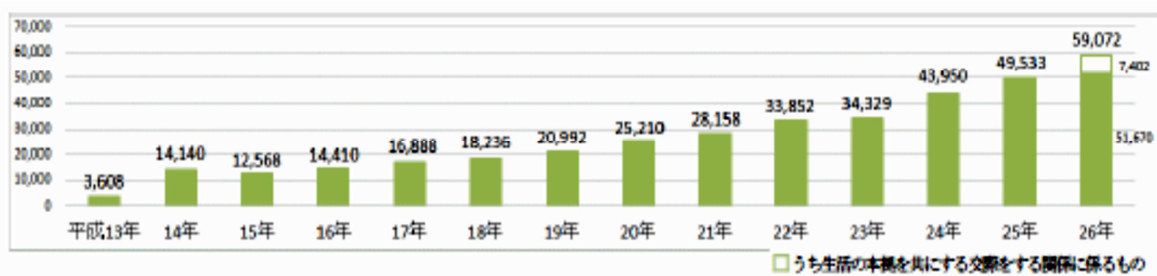


図3 児童相談所での児童虐待相談対応件数 (平成26年厚生労働省広報資料)

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11901000-Koyoukintoujidoukateikyoku-Soumuka/0000053235.pdf>



被害者の性別

	平成 22 年	平成 23 年	平成 24 年	平成 25 年	平成 26 年	H26 の割合
男性	796	1,146	2,372	3,281	5,971	10.1%
女性	33,056	33,183	41,578	46,252	53,101	89.9%

図 4 配偶者からの暴力事案等の認知件数と被害者の性別（平成 27 年 3 月警察庁広報資料）

<https://www.npa.go.jp/safetylife/seianki/stalker/seianki26STDV.pdf>

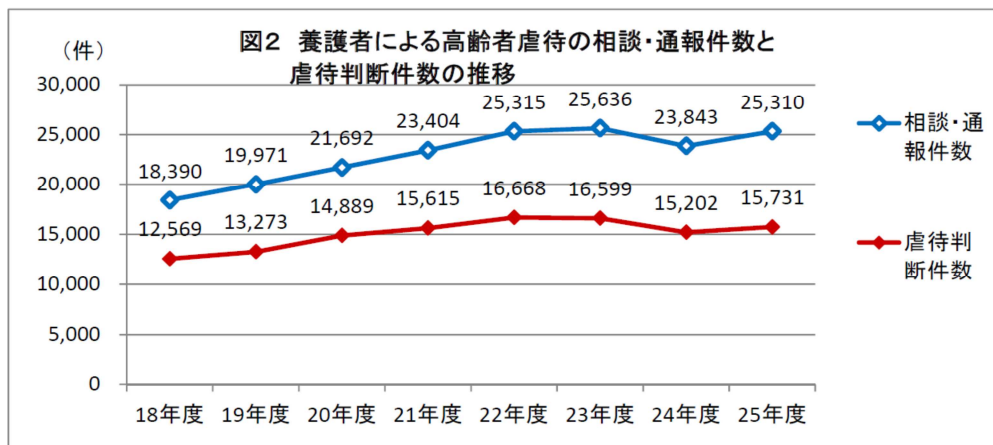
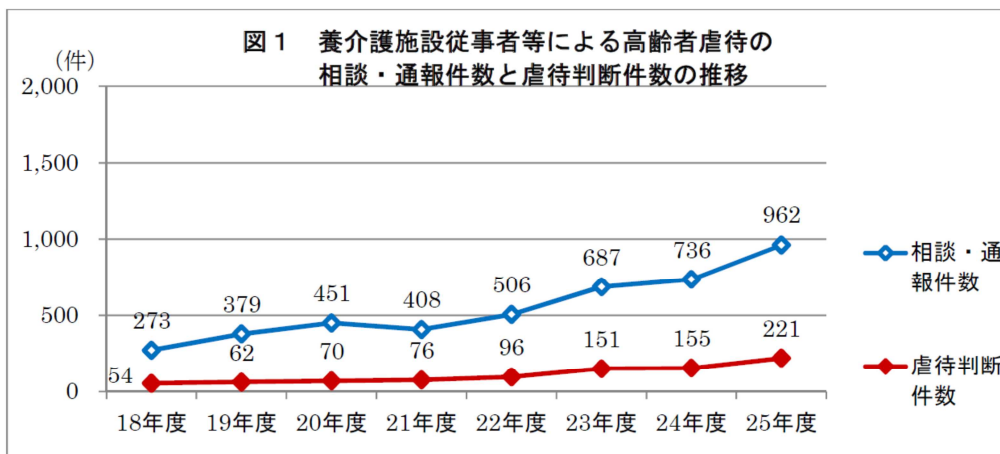


図 5 高齢者虐待の相談・通報と虐待判断件数推移（平成 27 年 2 月厚生労働省広報資料）

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-12304500-Roukenkyoku-Ninchishougyakutaiboushitaisakusuishinshitsu/0000073579.pdf>

図20 虐待者の続柄と同居・別居の割合

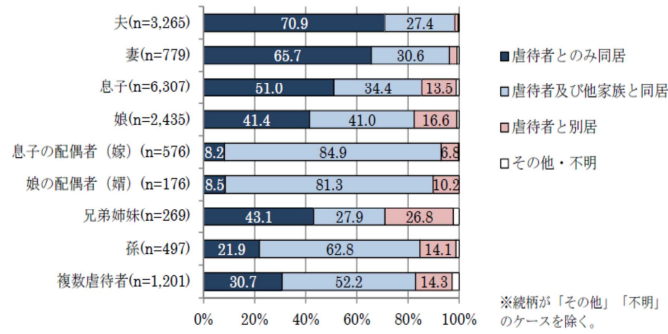


図 6 高齢者虐待の虐待者の続柄と同居・別居の割合 (平成 27 年 2 月厚生労働省広報資料)

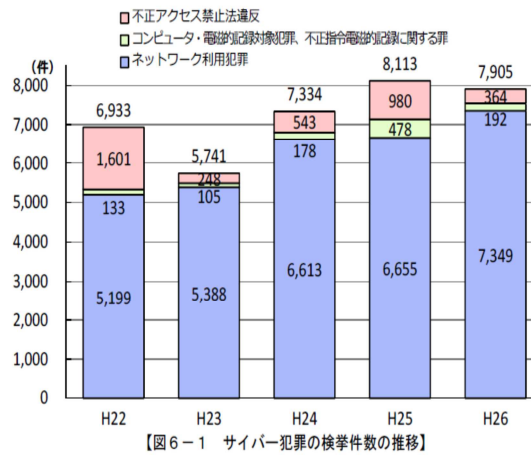


図 7 サイバー犯罪の検挙件数の推移 (平成 27 年 3 月警察庁広報資料)

[https://www.npa.go.jp/kanbou/cybersecurity/H26\\_jousei.pdf](https://www.npa.go.jp/kanbou/cybersecurity/H26_jousei.pdf)

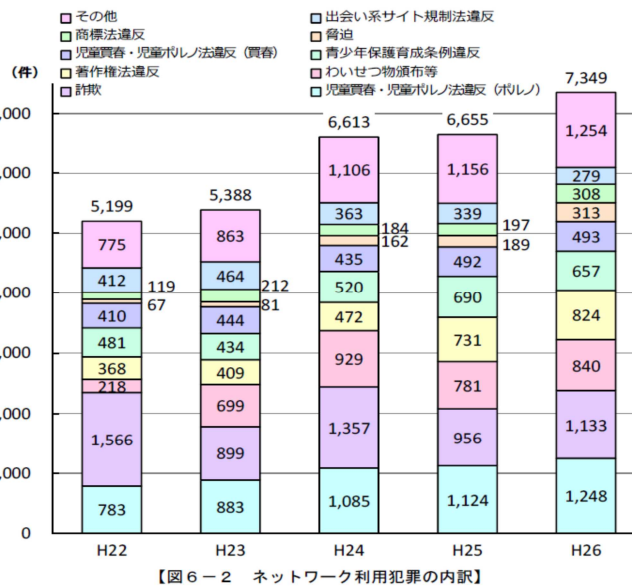


図 8 ネットワーク利用犯罪の内訳 (平成 27 年 3 月警察庁広報資料)

[https://www.npa.go.jp/kanbou/cybersecurity/H26\\_jousei.pdf](https://www.npa.go.jp/kanbou/cybersecurity/H26_jousei.pdf)

図2 主な不慮の事故の種類別にみた死亡数の年次推移 -平成7~20年-

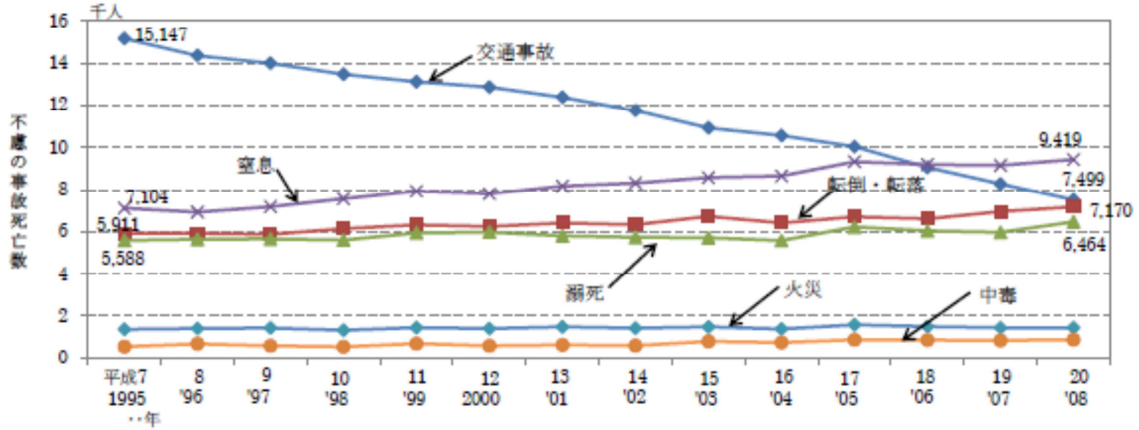


図7 交通事故以外の主な不慮の事故の種類別にみた発生場所が家庭の割合の年次推移 -平成7~20年-

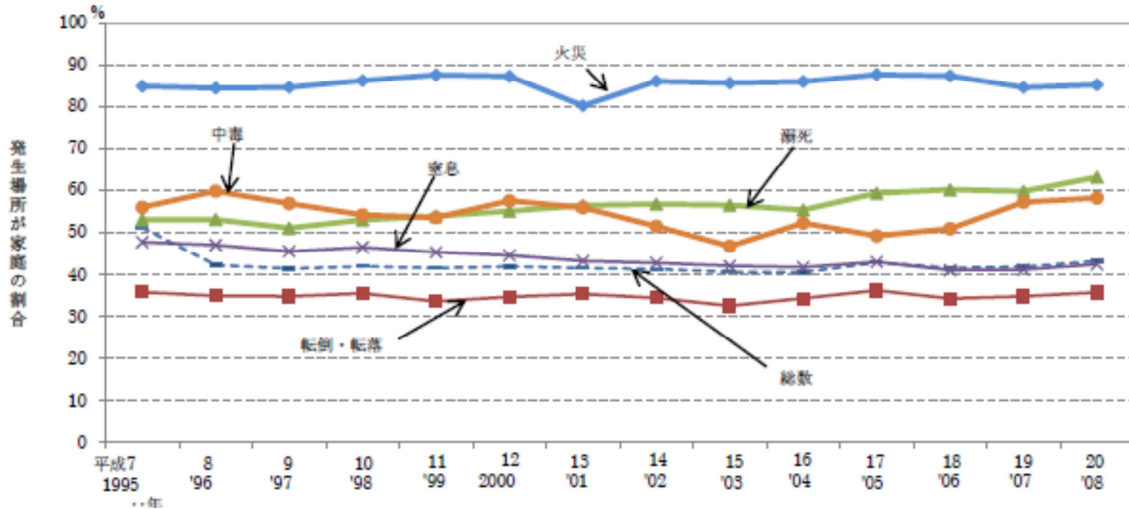


図6 家庭における主な不慮の事故の種類別にみた死亡数の年次推移 -平成7~20年-

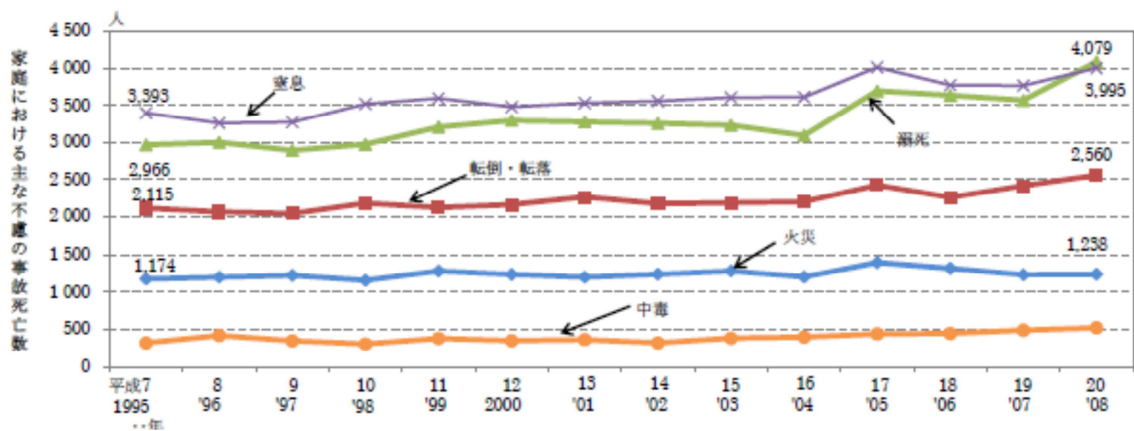


図9 不慮の事故死亡統計 (平成21年度厚生労働省)

<http://www.mhlw.go.jp/toukei/saikin/hw/jinkou/tokusyu/furyo10/dl/gaikyo.pdf>